

子ども手当、子ども・子育て新システムについて

平成 23 年 11 月 21 日

子ども手当・子育て支援PTリーダー
高知県知事 尾崎正直

1. 子ども手当について

(1) 平成 23 年度分の子ども手当

●平成 23 年 7 月 29 日 【全国知事会「子ども手当に関する声明」】

- ・子ども手当についての政党間での調整状況を踏まえ、法定化された「国と地方の協議の場」での協議を求める



平成 23 年 8 月 1 日 【要請活動の実施】

- ・仙谷内閣官房副長官（※当時）へ要請活動を実施

○平成 23 年 8 月 4 日 【民主党・自由民主党・公明党による 3 党合意】

- ・平成 23 年度分の子ども手当が決着
- ・平成 24 年度以降の子どものための現金給付は、「国と地方の協議の場」で協議



平成 23 年 8 月 12 日 【国と地方の協議の場（第 1 回臨時会合）】

- ・3 党合意等について協議

【8/26「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」成立】

- ・平成 24 年度以降分は、地方 6 団体と十分に協議を行い、理解を得るよう努める

(2) 平成 24 年度以降の子どもに対する手当

●平成 23 年 10 月 12 日 【厚生労働大臣・地方 6 団体意見交換会】

- ・子どもに対する手当制度に関する意見交換会へ出席し、当方からは全額国庫負担を主張

○平成 23 年 11 月 7 日 【厚生労働大臣 費用負担案提示】

- ・国と地方の負担割合 1 : 1
- ・地方負担は見直し前と比べて 44 百億円増 ← 地方増収分 (5,050 億円) を充当



平成 23 年 11 月 8 日 【地方六団体コメント】

- ・到底受け入れられるものではない
- ・「国と地方の協議の場」を早急に開催し、真摯な協議を行うことを求める

■主な論点

- ①平成 24 年度以降の子どもに対する手当の地方負担のあり方
- ②年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分の取り扱い



■地方固有の財源である住民税の増収分を一方的に子どもに対する手当に用途を限定することは到底受け入れられるものではない。今後、「国と地方の協議の場」を早急に開催するとともに、その中で、子育て支援において大きな役割を担っている地方の裁量が大いに発揮できるよう、地域主権改革に沿う結論が導かれるよう求めていることが必要。

2. 子ども・子育て新システムについて

(1) 全国知事会議（秋田県で開催）以降の主な動き

○平成 23 年 7 月 29 日 【国：中間とりまとめ決定】

- ・国の少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」を決定

●平成 23 年 10 月 12 日 【PT：提言のとりまとめ】

- ・基本制度ワーキングチームの再開にあたって、全国知事会子ども手当・子育て支援 PT において「子ども・子育て新システムに関する提言」をとりまとめ（別紙のとおり）

●平成 23 年 10 月 18 日 【子ども・子育て新システム第 15 回基本制度ワーキングチーム】

- ・事業計画、指定制における指定や総合施設の認可等の主体、国が定める基準と地方裁量の関係などを意見交換

※平成 23 年 11 月 24 日 【子ども・子育て新システム第 16 回基本制度ワーキングチーム】

- ・費用負担のあり方、イコールフットィング、市町村による関与などを意見交換

※12 月：2 回開催予定

(2) 主な論点

- ①子ども・子育て包括交付金（仮称）のあり方
- ②地方の裁量権の拡大



- 子どものための現金給付（現：子ども手当）は、地方が自由度を持って地域の実情に応じた給付等を設計するという新システムの考え方にふさわしくないことから、包括交付金から外し、個別の国庫負担金で確実に財源保障すべき。
- 地域の実情やニーズは様々であることから、地域の実情に応じた子育て支援サービスが提供できるよう、地方の裁量権を拡大する仕組みとすべき。その上で、必要な財源を確保すべき。

子ども・子育て新システムに関する提言

平成23年10月12日

全国知事会 子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー
高知県知事 尾崎正直

「子ども・子育て新システム」については、第12回基本制度ワーキングチームの中で提示（別紙のとおり）したように、多くの不明な点があり、一部、明らかになった事項もあるが、「今後の検討課題」とされたものが多く残されている。

こうした中で、去る7月29日、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」が決定されたところであるが、このとりまとめにおいても、引き続き、今後検討すべき課題が多く残されている。

これらの課題については、基本制度ワーキングチームで議論を行うにあたって、まずは、地方との事務レベルでの協議等で十分に詰めを行っていただきたい。

その上で、特に、以下の点について、提言する。

1. 基本的な考え方

子ども・子育て支援施策を充実するためには、地域の実情、実態に応じて、子ども・子育て支援に主体性と責任を持って取り組んでいる地方が、それぞれの裁量と創意工夫を今以上に十分に発揮できる仕組みとすることが不可欠であることから、「社会保障・税一体改革」の分科会における議論を踏まえながら、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、その財政スキームや地方の裁量権の拡大について、検討を進めること。

2. 財政スキーム

子ども・子育て包括交付金（仮称）については、その創設の是非を含め、次の観点で検討を行うこと。

○子どものための現金給付（現：子ども手当）は、全国一律で支給されるものであり、地方に裁量の余地がなく、地方が自由度を持って地域の実情に応じた給付等を設計するという新システムの考え方にふさわしくないことから、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」から除外すること。

○同様の趣旨から、今後の検討の結果、サービス給付であっても、地方の裁量が小さいものは、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」から除外するなど、地方が地域の実情に応じて行うサー

ビス給付等に係る裁量的経費と明確に区分すること。

○地方が裁量を持って行うサービス給付等については、その用途を最大限広く取り、国による制約は最小限とした上で、必要な財源を確保すること。また、現在地方が子育て支援に関して実施している独自の事業についても、幅広くその対象とすること。

3. 地方の裁量権を拡大する仕組み

「待機児童が多い地域」、あるいは「過疎化の進行により、児童が少なくなっている地域」など、それぞれの地域の状況は様々である。また、全国どの地域に住んでいても、必要な保育や就学前教育などを等しく受けられる仕組みが必要であるが、国の定めた全国一律の基準が妨げとなり、制度をうまく活用できないといったこともある。

中間とりまとめでは、様々な基準について「全国一律の基準として定める」との記載があるなど、地方の裁量権の拡大が実現されるのか懸念されるところである。現行の基準（「従うべき基準」とされているものや様々な「事業実施要綱」など）を基礎とするのではなく、新たなものも含め、基準の廃止、あるいは「参酌すべき基準」とするなど、地方の裁量権の拡大を図ること。

その上で、個々の給付、事業について、地方の裁量権がどのように広がるのか、具体的に明らかにすること。

4. 地方との協議

中間とりまとめにあるように、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」や費用負担などの財政スキーム、都道府県の役割、地方の裁量権を拡大する仕組みなど、「今後の検討課題」が数多く残されている。

ワーキングチームを再開するに当たって、まずは、残された課題について、今後、具体的にどのように検討を進めていくのか、スケジュールを明確にすること。

その上で、国と地方の協議の場で地方公共団体と十分に協議を行い、成案とすること。

「子ども・子育て新システム」に対する意見について

平成 23 年 5 月 31 日

全国知事会 子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー
高知県知事 尾崎正直

子ども手当の地方負担の問題に加えて、「子ども・子育て新システム」については、少なくとも、次のような不明な点が残されていると思われまますので、ご説明いただくようお願いいたします。

[財政スキーム]

(子ども・子育て包括交付金)

- ① 子ども手当のような裁量権が働かないものと、地方が担う裁量権のあるサービスを一緒にして、包括交付金とするのか。
- ② 都道府県は包括交付金の対象とならないのか。
- ③ 現在地方固有の財源（地方税、地方交付税）で賄っているもの（公立保育所の運営費など）も国の勘定に入れ、包括交付金にするのか。
- ④ 事業計画の実施に必要な費用を交付することとなっているが、総額や地方への配分基準についてどう考えているのか。
- ⑤ 地方の裁量的な取組（独自の取組）を事業計画に掲載した場合にも、包括交付金の対象となるのか。

(費用負担)

- ① 国、地方の恒久財源の確保をどのように行うつもりなのか。
- ② 国、地方、事業主等の負担割合をどのように考えているのか。どのように決めるつもりなのか。
- ③ 財源論を抜きにして、給付やサービスが決められるのか。財源が確保されなかった場合、どうなるのか。
- ④ 都道府県が市町村に対して交付することとなっている「負担金・補助金」は、具体的に何を想定しているのか。(※2)

[地方の裁量権の拡大の仕組み]

- ① 地方の裁量権は、どの給付及びサービスで、具体的にどの部分で広がるのか。明確にしてもらいたい。

- ② 「子ども・子育て支援給付」と「子ども・子育て支援事業」の区分が行われているが、両者の違いは何か。区分する意図は何か。
- ③ 仮に、「給付」が裁量権のないもの、「事業」が裁量権のあるものを想定しているのであれば、小規模保育や家庭的保育などの多様な保育には裁量権がないのか。

[都道府県の役割]

- ① 新システムの中で、都道府県の役割をどのように位置付けるのか。
- ② 都道府県は包括交付金の対象とならないのか。(再掲)
- ③ 実施主体が市町村のみとなっているが、社会的養護や、幼児教育・保育等の質の確保のための研修など、都道府県が実施主体になる事業の位置付けはどうか。(※2)
- ④ 市町村新システム事業計画(仮称)と都道府県の新システム事業支援計画(仮称)との関係はどうか。(※2)
- ⑤ 都道府県の新システム事業支援計画(仮称)の内容は、具体的にどのようなことを考えているのか。(※2)

[幼保一体化]

(認可、指定権限)

- ① 総合施設(仮称)の認可や、こども園(仮称)、多様な保育サービスを行う事業者の指定、さらには指導監督などの権限を誰に付与するのか。
- ② 仮に、市町村にこれらの権限が付与される場合、市町村を超えて多様な保育サービスが行われる場合の広域調整などの役割は誰が担うのか。

(地方の裁量権)

- ① 総合施設(仮称)の設置基準については、ナショナルミニマムとしての全国一律の基準の内容、地方の裁量に委ねる内容をどう考えているのか。
- ② また、同様の趣旨から、指定基準に関してもそれぞれどのような内容を考えているのか。

(市町村新システム事業計画(仮称)・都道府県の役割)

- ① 市町村新システム事業計画(仮称)の策定にあたって、市町村と都道府県の役割、内容についてどう考えているのか。
- ② 新たなシステムにおいて、教育・保育の質の確保、広域調整など都道府県が担う役割や市町村との関係について、どのように考えているのか。その内容を具体的に示されたい。(※1)

(国の窓口の一本化)

- ① 総合施設(仮称)を仮に内閣府が所管することとなれば、国では三重行政となってしまいが、今後の国の窓口の一本化についてどう考えているのか。
- ② 国の窓口が三つとなった場合、地方自治体との連携をどう図っていくのか。(※1)

(公定価格)

- ① こども園給付(仮称)の地域別の公定価格は、具体的にどういった基準、単価をもとに設定しようとしているのか。

(教職員の研修体制)

- ① 教職員の資質を高めるためには、職員の配置とあわせ研修体制の充実が必要と考えるが、そのための体制、制度の充実と財源措置についてどう考えているのか。

(小規模多機能な保育事業)

- ① 人口減少地域においては、具体的にどのような事業の組み合わせが可能となるのか。また、どのような実施体制・方法を考えているのか。(※1)

[その他]

(政府の推進体制)

- ① 政府の推進体制の一元化をどのように制度化するのか。

(その他)

- ① 平成25年度からの本格実施を目指すとされているが、今後のスケジュールをどのように考えているのか。(※2)
- ② 出産手当金(健康保険)と育児休業給付(雇用保険)の一体化を想定している「出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)」は、具体的にどのような仕組みを考えているのか。(※2)
- ③ 妊婦健診は、本来全国一律のサービス給付として、国が責任をもって行うべきものだと考えるがどうか。(※2)

※1: 5/25 幼保一体化 WT で追加した項目

※2: 今回(5/31)追加した項目